国立大学法人電気通信大学学術院教育研究技師部運営委員会規程

平成22年 4月 1日 改正 平成23年 7月20日 平成24年 5月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学学術院規程第13条第6項の規定に基づき、 電気通信大学学術院教育研究技師部運営委員会(以下「委員会」という。)に関し必要 な事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次の事項について審議する。
 - (1) 教育研究技師の担当する業務の管理及び計画の基本方針に関すること。
 - (2) 教育研究技師の研修、技術発表・広報の企画・運営に関すること。
 - (3) 教育研究技師の配置に関すること。
 - (4) その他重要な事項に関すること。

(委員)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 教育研究技師部長(以下「技師部長」という。)
 - (2) 実験実習支援センター、情報基盤センター、ものつくりセンター及び研究設備センターから選出された教員 各1人
 - (3) 教育研究技師部から選出された教育研究技師 2人
 - (4) その他学術院長が必要と認めた者
- 2 教育研究技師部に副部長を置く場合は前項の委員に加えるものとする。 (任期)
- 第4条 前条第1項第2号及び第3号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。 ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、技師部長をもって充てる。
- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。ただし、教育研究技師部に副部長を置く場合は、副部長がその職務を代行する。

(会議の開催)

- 第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。 (委員以外の者の出席)
- 第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。 (専門委員会)
- 第8条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関して必要な事項は、委員会が定める。

(委員会の事務)

第9条 委員会に関する事務は教育研究技師部が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。